

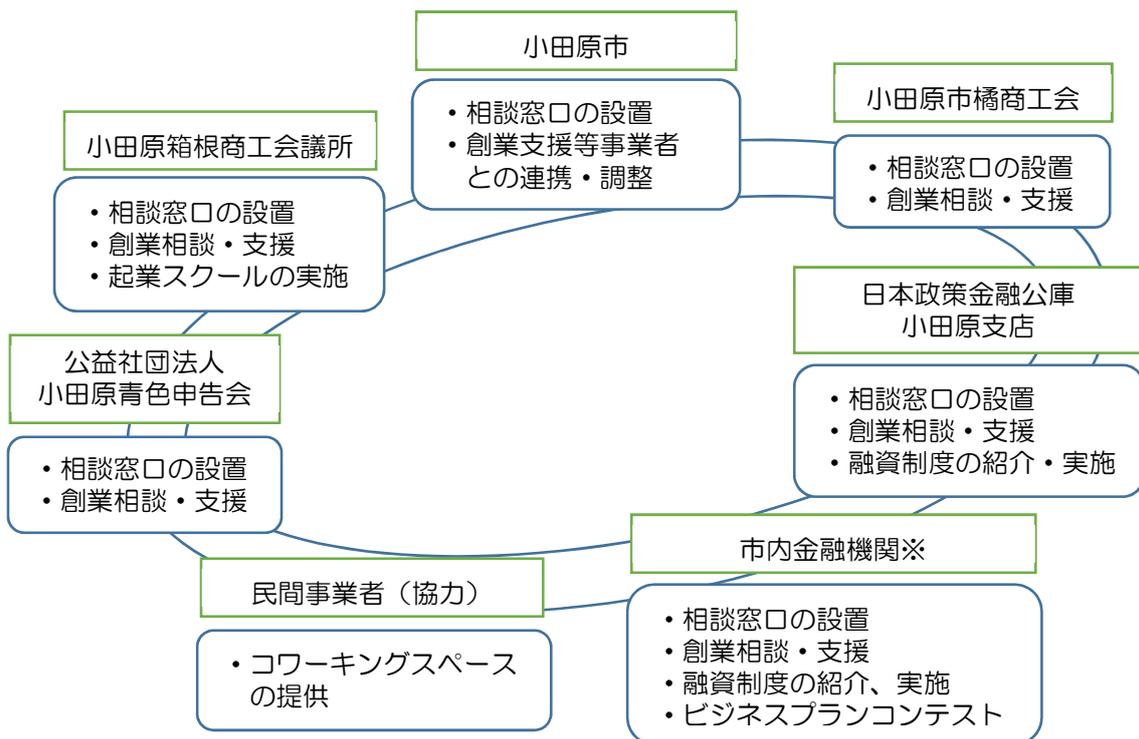
創業するなら、小田原！！

小田原市は市内で創業を目指す方、
創業後間もない方を応援します！

○「小田原市創業支援等事業計画」の概要

小田原市では、市内の創業者を支援し、開業率の向上、地域の活性化、雇用の確保を目的に、創業支援等事業者と連携して、「小田原市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けました。

創業相談窓口の設置のほか、起業スクール、融資制度の紹介、ビジネスプランコンテスト等の取組を推進し、多くの創業の実現を目指していきます。



※市内金融機関：株式会社日本政策金融公庫小田原支店、小田原第一信用組合、さがみ信用金庫、株式会社静岡銀行、スルガ銀行株式会社、中南信用金庫、株式会社横浜銀行

○創業支援等事業者の支援メニュー表

創業支援等事業者	支援メニュー※	問合せ先
小田原市	・創業相談窓口	産業政策課産業政策係 0465-33-1555
小田原箱根商工会議所	・創業相談窓口（特） ・おだわら起業スクール（特）	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811
小田原市橋商工会	・創業相談窓口（特）	小田原市橋商工会 0465-43-0113
日本政策金融公庫 小田原支店	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	日本政策金融公庫 小田原支店 0465-23-3175
小田原第一信用組合	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	小田原第一信用組合本部 0465-23-0292
さがみ信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	さがみ信用金庫 地域元気創造部 0465-24-3176
株式会社静岡銀行	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施 ・ビジネスプランコンテストの 実施	静岡銀行小田原支店 0465-23-3141
スルガ銀行株式会社	・創業相談窓口 ・融資制度の紹介・実施	スルガ銀行小田原支店 0465-22-2191
中南信用金庫	・創業相談窓口（特） ・融資制度の紹介・実施	中南信用金庫下中支店 0465-43-0631
株式会社横浜銀行	・創業相談窓口 ・融資制度、成長支援ファンド の紹介・実施	横浜銀行小田原支店 0465-22-2131
公益社団法人 小田原青色申告会	・創業相談窓口（特）	小田原青色申告会 0465-24-2614

※（特）は、特定創業支援等事業に該当。

○「特定創業支援等事業」について

創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を「特定創業支援等事業」といいます。

本市の「特定創業支援等事業」は次のとおりです。

- ①「起業スクール」：小田原箱根商工会議所
- ②「創業相談窓口」：小田原箱根商工会議所・小田原市橋商工会・日本政策金融公庫
さがみ信用金庫・中南信用金庫・（公社）小田原青色申告会

○特定創業支援等事業認定者への支援措置

(1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。

- ・株式会社又は合同会社
資本金の0.7%→0.35%（最低税額の場合15万円→7.5万円）
- ・合名会社又は合資会社
1件につき6万円→3万円（最低税額の場合 合同会社設立は6万円→3万円）

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、軽減を受けることができません。

(2) 創業関連保証の特例について

事業開始の6ヶ月前から利用可能となります。（通常は創業2か月前）

(3) 日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件充足について

創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものと、利用可能になります。

(4) 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げについて

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用可能となります。

【注意事項】

- ・支援措置を受けるためには、いくつかの条件、審査等があります。「特定創業支援等事業」を受けることで、この支援措置を受けられるというわけではありません。
- ・(1)の支援措置は、小田原市内で会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社）を設立した場合のみ適用となります。
- ・上記の支援措置を受けるには、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要です。市産業政策課窓口又は市ホームページ（「小田原市創業支援等事業計画」で検索）で申請書を取得し、同課へ提出してください。※交付手数料は無料

○小田原市による利子補給金制度について

本市では、特定創業支援等事業を受けることで対象となる「神奈川県創業支援融資（創業特例）」を利用する者に対し、利子支払額の一部を補助する制度があります。

※融資の申込は取扱金融機関となります。

補助対象者	① 市税の滞納がない者で、市内に事業所等を有し、現に営業している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ、同一事業を営んでいる者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。 ② これから市内で創業を予定している中小企業者（個人事業主は、市内に居住し、かつ同一事業を営む者）で、神奈川県創業支援融資（創業特例）を受けたもの。
対象額	神奈川県創業支援融資（創業特例）に係る利子
補給金額	利子補給対象額のうち、年間10万円を上限とし、1月1日から12月31日までの支払い利子額。 ※100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※利子の支払いを始めた日の属する年にあつては、当該利子の支払いを始めた日の属する月から12月31日まで、利子補給期間の満了日の属する年にあつては、1月1日から当該満了日の属する月まで）
補給期間	利子の支払を始めた日の属する月から起算して3年以内

ここでは、各金融機関の創業希望者に向けた融資ローンの一部をご紹介します。

日本政策金融公庫

新規開業資金

メニュー内容

融資利率	お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。※
融資金額	7,200万円以内（うち運転資金 4,800万円以内）
対象者	新たに事業を始める方、または事業開始後概ね7年以内の方※

※詳しくは、支店窓口までお問合せください。

日本政策金融公庫国民生活事業では、女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など、幅広い方の創業を「新規開業資金」にて支援しております。

日本政策金融公庫 小田原支店

住所：小田原市本町4-2-39 3階 TEL：0465-23-3175

小田原第一信用組合

創業支援資金「サクセス」

メニュー内容

融資利率	固定年 1.6%（創業特例 1.2%※）
融資金額	3,500万円（開業前の場合、2,000万円までは自己資金の制限がなく、2,000万円を超える分は自己資金と同額の範囲内となります。）
お使いみち	運転資金・設備資金・借り換え資金
対象者	○現在事業を行っていない開業前の個人で、1カ月以内に新たに個人事業を開業予定の方、もしくは2か月以内に新たに法人事業（NPO法人除く）を開業予定の方 ○開業してから5年未満の中小企業者（NPO法人除く）

※融資申込前に商工会等の経営指導を受け、かつ、融資実行後概ね2回以上の経営指導を受ける方、もしくは国が認定した市町村の特例創業支援事業を利用した方

小田原第一信用組合 本部

住所：小田原市栄町2-9-35 TEL：0465-23-0292

中南信用金庫

ちゅうなん「創業アシストローン」

メニュー内容

融資利率	当庫にお問い合わせください。
融資金額	当庫にお問い合わせください。
お使いみち	運転資金、設備資金
対象者	○当金庫営業区内で新規創業する個人事業主、法人、または創業してから5年未満の個人事業主、法人

中南信用金庫 下中支店

住所：小田原市中村原734番地 TEL：0465-43-0631

静岡銀行

個人事業主向けのローン

「しずぎんビジネスquickローン」

メニュー内容

※個人事業主様の資金ニーズに合わせた2タイプを用意。

- ① 証書タイプ 最長10年での返済が可能です。急な仕入資金や設備投資にご利用いただけます。
- ② カードタイプ ATMから必要な時にご利用が可能です。利息もご利用になった分だけでOKなので安心です。

融資利率 ①証書タイプ 固定金利3段階あり（年5.0%、8.0%、14.9%）

②カードタイプ 変動金利3段階あり（年5.0%、8.0%、14.9%）

融資金額 50万円以上500万円以下（1万円単位）

お使いみち 事業資金

対象者 ○当行に普通預金、または当座預金をお持ちの方（同時申し込み可）

○当行の営業区域内で事業を営んでいる方

静岡銀行 小田原支店

住所：小田原市栄町4丁目10番3号 TEL：0465-23-3141

さがみ信用金庫

創業支援ローン「START（スタート）」

メニュー内容

- 融資利率 固定金利 年 1.00%（但し、当初 2 年間は 0%）
- 融資金額 10 万円以上 500 万円以内 ※1 事業者、1 回限りの申込となります。
- お使いみち 創業に必要な運転資金および設備資金
- 対象者 ○新たに創業を計画している事業者で原則 6 カ月以内に開業できる方、
または創業 1 年以内の事業者
- 中小企業診断士等の事前モニタリングによる指導を受ける方
- 原則、初期投資（必要資金）の 10%以上の自己資金を有する方
- クレジットカード（事業者向けしんきんカード）をご契約いただける方
- その他 ○次の団体からの紹介案件の場合、融資新規取扱手数料 11,000 円が無料になります。
- （小田原箱根商工会議所・秦野商工会議所・南足柄市商工会・山北町商工会・小田原市橋商工会・真鶴町商工会・湯河原町商工会・二宮町商工会及び法人会・税理士・公認会計士）

さがみ信用金庫 地域元気創造部

住所：小田原市浜町 1-4-28 TEL：0465-24-3176

上記は、創業支援等事業計画に基づく小田原市と連携した金融機関です。ご紹介のメニュー内容は一部ですので、融資についての詳しい相談は各金融機関へご連絡ください。

お問合せ先

小田原市産業政策課 産業政策係

小田原市荻窪 300 番地 TEL:0465-33-1555